

健康ひろしま 21 推進専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、備北地域保健対策協議会会長が設ける専門部会に関して、備北地域保健対策協議会規約及び備北地域保健対策協議会専門部会設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この専門部会の名称は、健康ひろしま 21 推進専門部会（以下「部会」という。）とする。

(目的)

第3条 部会は、備北地域において健康寿命の延伸を全体目標に住民が健やかで心豊かに暮らせる地域づくり・まちづくりを目指し、ライフステージに応じた「生活習慣病の発症予防・重症化予防」、「生活習慣及び社会環境の改善」、「社会生活を営むために必要な機能の維持・向上」に向けた取り組みを支援することを目的とする。

(委員)

第4条 部会の委員は、別表に掲げる機関等に属する者に委嘱する。

(協議事項)

第5条 部会は、備北地域における健康寿命の延伸に向けて、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 圏域の課題の把握及び解決に関する事項
- (2) 関係機関等の情報共有及び連携に関する事項
- (3) 必要な研修の企画及び実施に関する事項
- (4) その他、目的の達成に必要な事項

(オブザーバー)

第6条 前条各号の協議に関して部会の部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、広島県北部保健所保健課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 保健推進専門部会、精神障害者地域生活支援連絡会議、アルコール関連問題関係機関連絡会、備北地域難病患者地域支援ネットワーク会議、「健康ひろしま 21」備北圏域計画推進会議、備北圏域たばこ対策検討会、備北地域歯科保健推進会議、及び食物アレルギー対策連絡会議は同日付けで廃止する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 機 関 等 |
|-------|-----------------|
| 医師会 | 三次地区医師会 |
| | 庄原市医師会 |
| 歯科医師会 | 三次市歯科医師会 |
| | 庄原市歯科医師会 |
| 薬剤師会 | 三次薬剤師会 |
| 栄養士会 | 広島県栄養士会備北支部 |
| 関係機関 | 三次商工会議所 |
| | 庄原商工会議所 |
| | 広島県労働基準協会三次支部 |
| | 三次市飲食業組合 |
| | 庄原市飲食業組合 |
| 行政機関 | 三次市（福祉保健部健康推進課） |
| | 庄原市（生活福祉部保健医療課） |
| | 三次市教育委員会(学校教育課) |
| | 庄原市教育委員会(教育指導課) |
| | 広島県北部保健所 |